ANZEN NEWS

# グリーンだより vol.22

2016年8月発行

### 設備投資を支援する新たな税制がスタートしました!

## 中小企業等経営強化法について

2016年7月より、「中小企業等経営強化法」が施行されました。当制度では「経営力向上計画」に基づき取得した機械装置の固定資産税の軽減や、各種金融支援などを受けることができます。

固定資産税軽減措置を利用すると、<u>2016年7月1日以後に取得する機械装置の固定資産税が3年間2分の1に</u> 軽減されます。

### 1. 特例措置(固定資産税軽減)について

### 【対象者】

資本金1億円以下の法人、個人事業主等

### 【対象設備】

「経営力向上計画」に基づいて、適用期間中(2016年7月1日~2019年3月31日)に取得する機械装置

- ① 取得価格が<u>単品160万円以上</u>
- ② 販売開始から10年以内(新品)
- ③ 旧モデル比で生産性が1%以上向上

### 【提出書類】※ 下記の書類を運輸局に提出

- 性能証明書:機械工具協会より発行
- 軽営力向上計画: 設備投資により生産性を向上させるための計画書で、お客様ご自身で策定していただく

必要があります。(任意で金融機関や税理士によるサポートを受けることができます)

経営力向上計画は運輸局へ提出し、認定を受ける必要があります。

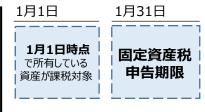
### 【特例措置】

固定資産税(税率1.4%)を3年間1/2に軽減



※例:2016年に取得した設備は、2017年1月1日時点に所有する資産として 申告され、2017~2019年度の3年間固定資産税が軽減されます。

### 【手続き方法】



3年間 固定資産税を軽減



### 2. 注意事項

- ▶ 機械装置を取得した後に申請する場合は 取得日から60日以内に経営力向上計画の申請書が運輸局に受理される必要があります。
- ▶ 機械装置の取得後、年末までに運輸局による認定が受けられない場合は減税の期間が2年間のみとなりますので、12月に機械装置を納入される場合はご注意ください。
- ▶ 経営力向上計画について、申請先の相違や重度の不備がある場合は 受理されない、または手続き時間が長期化する可能性があります。

当税制は「生産性向上設備投資促進税制」と異なり、機械工具協会からの性能証明書を取得するだけではなく お客様自身で経営力向上計画をご作成いただき、運輸局へ申請していただく必要があります。 なお、性能証明書の発行に2週間前後、運輸局の申請書の受理から認定まで最大30日要する可能性があります。

申請をお考えのお客様は十分余裕を持って準備をしていただくようお願いします。

### 3. 生産性向上設備投資促進税制との違い

対象設備や申告先など、異なる点が多数ございますのでご注意ください。

		中小企業等経営強化法	生産性向上設備投資促進税制
軽減措置の内容		固定資産税を3年間1/2に軽減	法人税額の控除または特別償却
対象事業者		中小事業者等 (資本金1億円以下の法人・個人事業主)	青色申告をしている法人・個人事業主
対象設備	分類	機械装置のみ	機械装置/器具備品など
	販売開始年度	販売開始から10年以内のもの	同左
	生産性向上率	生産性1%以上向上	同左
	モデル	条件なし	最新モデルのみ
	金額	<u>単品160万円以上</u>	単品160万円以上(機械装置)/ 合計120万円以上(器具備品)
	条件	中古資産でないこと	中古資産・貸付資産でないこと など
性能証明書		機械工具協会	同左
対象期間		2016年7月1日~2019年3月31日納入分	~2017年3月31日納入分
経営力向上計画 申請先		所轄の運輸局	なし
経営力向上計画 申請期限		機械納入後、60日以内	なし
申告先		地方自治体(資産が所在する各市町村)	所轄の税務署

### 4. 補足

### 固定資産税とは

毎年1月1日現在の土地、家屋及び償却資産(機械装置や器具備品等)といった固定資産の所有者に対し、市町村が 課税する税金です。(東京都23区については都が課税)各市町村が課税するので地方税と呼ばれています。

一方、法人税は、会社の事業年度における所得(もうけ)に対し国が課税する税金です。 国が課税するので国税と呼ばれています。生産性向上設備投資促進税制は法人税の扱いとなります。

用語メモ

### 税務メリットについて

## ,000万円のツインパワーリフトを2016年に購入した場合・

### 通常の初年度納税額

課税標準額

税率(1.4%)

納税額

929万

0.014

約130,000円

※課税標準額(初年度)=機器取得価額(1,000万)×減価残存率(0.929)

### 特例措置を適用した場合の初年度納税額

課税標準額

税率(0.7%)

納税額

929万

X 0.007 約65,000円

特例措置は**3年間**適用されるので・・・

### 【課税標準額】

税額を算出する基となる資産の評価額 資産の取得年月、取得価額及び耐用年 数に基づいて算出します。

### 【減価残存率】

資産の耐用年数に応じて定められており、 資産の評価額を算出する際に使用します。

	課税標準額 (千円未満切捨)	通常の納税額 (百円未満切捨)	特例措置適用の納税額 (百円未満切捨)
2017年	9,290,000円* <sup>1</sup>	130,000円	65,000円 3年間の
2018年	7,970,000円*²	111,500円	55,700円 1/2 解析
2019年	6,838,000円*²	95,700円	47,800円
合計	_	約337,200円	約 168,500円

### ※1課稅標準額(初年度)=機器取得価額(1,000万)×減価残存率(0.929)

- ※<sup>2</sup>課税標準額(翌年度以降) =前年度の課税標準額×減価残存率(0.858)
- 注) 耐用年数15年で計算しています。
- 注) 金額はあくまでも概算となります。

購入した機械装置が<mark>最新モデル</mark>である場合は、

生産性向上設備投資促進税制と中小企業投資促進税制の併用が可能です!



- 生産性向上設備投資促進税制
- を併用して1,000万円のツインパワーリフトを購入した場合・・・ 中小企業投資促進税制

### 資本金が3.000万円以下の法人

生産性向上設備投資促進税制

さらに!!

+ 中小企業投資促進税制

10%の税額控除 ⇒ 初年度の税負担をさらに 100万円軽減

### 資本金が3.000万円超 1億円以下の法人

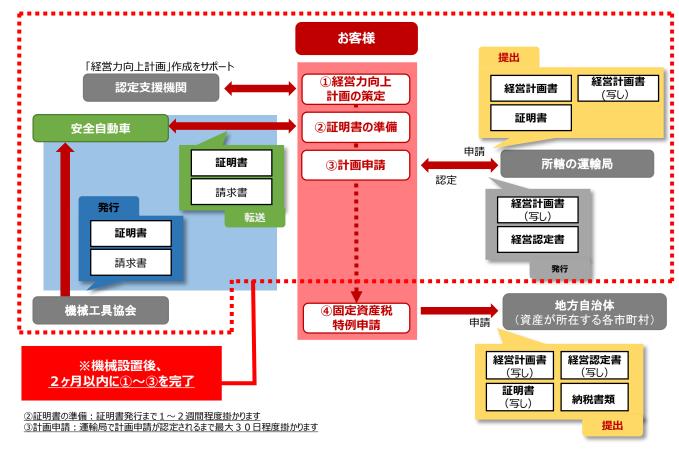
生産性向上設備投資促進税制

中小企業投資促進稅制

7%の税額控除 ⇒ 初年度の税負担をさらに 70万円軽減



### 6.申請スキーム



※固定資産税の申告に際しましては、税理士など専門家にご相談ください

### 7. お問い合わせ先

■ 経営力向上計画の策定/制度概要/申請方法について



■ 対象機器/性能証明書の発行について 最寄りの支店・営業所までお問い合わせください。



P.4